

○栃木市墓園条例

平成22年3月29日

条例第164号

改正 平成23年9月2日条例第46号

平成26年2月25日条例第5号

平成27年3月19日条例第22号

平成29年3月23日条例第5号

令和元年12月18日条例第46号

令和4年9月26日条例第29号

(設置)

第1条 栃木市墓園（以下「墓園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市聖地公園	栃木市皆川城内町450番地1
栃木市藤岡中根墓地	栃木市藤岡町中根1473番地7
栃木市藤岡太田墓地	栃木市藤岡町太田842番地
栃木市都賀聖地公園墓地	栃木市都賀町木2392番地
栃木市西方菅ノ沢墓地	栃木市西方町本城1823番地
栃木市西方東上林墓地	栃木市西方町元2579番地

(平23条例46・一部改正)

(墓園の施設)

第3条 墓園には、墓所を設け、必要に応じて、修景施設、管理事務所その他の施設を設けることができる。

2 墓所の種別は、次の表のとおりとする。

種別	区分
区画墓地	一つの墳墓ごとに区画された墓所
合葬墓地	一つの墳墓に多数の焼骨、遺骨等を一緒に埋蔵する墓所

(令4条例29・一部改正)

(使用の承認)

第4条 墓園内の墓所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 墓所の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対しては、使用承認証を交付する。

(平29条例5・一部改正)

(使用の制限等)

第5条 市長は、区画墓地の利用者に対し、その利用について制限をし、若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 区画墓地の利用は、1利用者につき1区画とする。ただし、別表第1に掲げる栃木市聖地公園の区画墓地第4種及び第8種については、この限りでない。

3 合葬墓地の利用者は、納骨室に立ち入ることができない。

(令4条例29・一部改正)

(墓所の利用目的)

第6条 墓所は、焼骨、遺骨等を埋蔵するために使用するものとする。

(死体埋葬の禁止)

第7条 墓所には、死体を埋葬することができない。

(利用者の資格)

第8条 墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に引き続き1年以上住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく市の住民基本台帳に記載されている者で、市域に墓所を有しないもの

(2) 市域において行う都市計画事業その他の公共事業の施行に伴い、改葬の必要がある者

(3) 栃木市聖地公園及び栃木市都賀聖地公園墓地にあつては、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(利用権の承継及び消滅)

第9条 墓所を使用する権利(以下「利用権」という。)は、区画墓地にあつては祖先の祭祀を主宰する者が承継し、合葬墓地にあつては承継することができない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、区画墓地の利用権は、消滅する。

(1) 区画墓地の利用者の所在が不明となつて7年を経過し、かつ、祖先の祭祀を主宰する者がいないとき。

(2) 区画墓地の利用者がこれを返還したとき。

3 第1項及び前項第2号の理由が生じたときは、当該区画墓地の承継人又は利用者は、市長にその旨を届け出なければならない。

(令4条例29・一部改正)

(無縁区画墓地の改葬)

第10条 市長は、前条第2項第1号の規定により区画墓地の利用権が消滅したときは、当該区画墓地に埋蔵されている焼骨、遺骨等を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。

(令4条例29・追加)

(利用権の取消し)

第11条 墓所の利用者が、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、市長は、墓所の利用権を取

り消すことができる。

(1) 墓所を目的外に使用したとき。

(2) 墓所の使用権を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 合葬墓地の使用者が、使用の承認を受けた日から起算して3月以内に焼骨、遺骨等を埋蔵しないとき。

(4) 区画墓地の使用者が、第13条第1項に規定する管理手数料を3年度分滞納したとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により区画墓地の使用権を取り消された者は、速やかに区画墓地を原状に回復して、これを返還しなければならない。

(令4条例29・旧第10条繰下・一部改正)

(墓所の種別及び永代使用料)

第12条 墓所を使用しようとする者は、使用承認と同時に、別表第1に定める永代使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときの永代使用料は、規則で定めるところによる。

2 既納の永代使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平29条例5・令4条例29・一部改正)

(管理手数料)

第13条 区画墓地の使用者は、区画墓地の管理に要する費用として別表第2に定める管理手数料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、これを減額し、又は免除することができる。

2 既納の管理手数料は、還付しない。

(令4条例29・旧第14条繰上・一部改正)

(合葬墓地に埋蔵された焼骨、遺骨等の返還)

第14条 合葬墓地に埋蔵された焼骨、遺骨等は、返還しない。

(令4条例29・追加)

(損害賠償)

第15条 墓園内における市の施設若しくは設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失した者は、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の栃木市聖地公園条例(昭和54年栃木市条例第1号)、藤岡町墓地使用条例(昭和46年藤岡町条例第33号)又は都賀町聖地公園墓地条例(平成2年都賀町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(西方町の編入に伴う経過措置)

- 3 西方町の編入の日の前日までに、編入前の西方町営墓地使用条例(平成4年西方村条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平23条例46・追加)

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

- 4 岩舟町の編入の際編入前の岩舟町に住所を有する者で、岩舟町の編入の日以後引き続き栃木市に住所を有することとなるものに係る第8条第1号の規定による栃木市に住所を有する期間の算定に当たっては、編入前の岩舟町に住所を有していた期間を通算する。

(平26条例5・追加)

附 則(平成23年条例第46号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第5号)

この条例は、平成26年4月5日から施行する。

附 則(平成27年条例第22号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされている公の施設の利用許可は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定によりなされた公の施設の利用承認とみなす。

附 則(令和元年条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市墓園条例の規定は、この条例の施行の日以後の墓所に使用に係る管

理手数料について適用し、同日前の墓所の使用に係る管理手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和４年条例第２９号）

この条例は、令和５年３月１日から施行する。

別表第１（第５条、第１２条関係）

（令４条例２９・全改）

永代使用料

名称	種別	１区画の面積	永代使用料
栃木市聖地公園	区画墓地第１種	５．０㎡	１２５，０００円
	区画墓地第２種	６．０㎡	１５０，０００円
	区画墓地第３種	５．０㎡	２７５，０００円
	区画墓地第４種	５．０㎡	２７５，０００円
	区画墓地第５種	５．０㎡	３４４，０００円
	区画墓地第６種	５．０㎡	６１０，０００円
	区画墓地第７種	５．０㎡	５０６，０００円
	区画墓地第８種	５．０㎡	５０６，０００円
	区画墓地第９種	２．０㎡	２４０，０００円
	合葬墓地	—	焼骨、遺骨等１体につき １００，０００円
栃木市藤岡中根墓地	区画墓地	７．２９㎡	２１５，０００円
		５．０㎡	２１５，０００円
栃木市藤岡太田墓地	区画墓地	７．２９㎡	２１５，０００円
		５．０㎡	２１５，０００円
栃木市都賀聖地公園墓地	区画墓地第１種	６．０㎡	２５０，０００円
	区画墓地第２種	１０．０㎡	３８０，０００円
	区画墓地第３種	６．０㎡	４５０，０００円
	区画墓地第４種	６．０㎡	４５０，０００円
栃木市西方菅ノ沢墓地	区画墓地	１９．８㎡	２００，０００円
栃木市西方東上林墓地	区画墓地	６．６㎡	２００，０００円

（注） 市内に住所を有する者以外の者に使用承認した場合の永代使用料は、５割増しとする。ただし、第８条第２号に該当する者については、この限りでない。

別表第２（第１３条関係）

（平２３条例４６・令元条例４６・令４条例２９・一部改正）

名称	管理手数料
栃木市聖地公園	１年につき、使用面積１㎡当たり１，１００円

栃木市藤岡中根墓地	1年につき、1区画当たり550円
栃木市藤岡太田墓地	1年につき、1区画当たり550円
栃木市都賀聖地公園墓地	1年につき、使用面積1m ² 当たり550円
栃木市西方菅ノ沢墓地	1年につき、1区画当たり550円
栃木市西方東上林墓地	1年につき、1区画当たり550円